

【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 147：NCR 他2州におけるコミュニティ隔離措置変更（8月19日発表））

【ポイント】

●8月19日、フィリピン政府は、NCR 他2州に課すコミュニティ隔離措置を、8月31日まで「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ）」とすることを発表しました。

【本文】

1 8月19日、NCR とラグナ州に課すコミュニティ隔離措置を、8月21日から8月31日まで、またバターン州の同措置を、8月23日から8月31日まで「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ）」とすることを発表しました。

なお、上記地域は以下のガイドラインを遵守する必要があります。

（1）屋内外での食事サービス、ビューティー・サロン、ビューティー・パーラー、理髪店、ネイル・スパなどのパーソナル・ケア・サービス許可されない。

（2）牧師、司祭、ラビ、イマーム等の宗教牧師とその助手は、オンラインで宗教的奉仕を行うことができ、葬儀サービス、通夜、埋葬、葬儀のための移動は許可される。

COVID-19 以外の原因で死亡した人の近親者は、規定された最低限の公衆衛生基準を満たし、家族関係者（2親等）の関係を示す書類を提出することを条件として、葬儀、埋葬等に参加するための移動は許可される。

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）（IATF 決議第 134 号（NCR 他に対するコミュニティ隔離措置変更等）

<https://www.officialgazette.gov.ph/2021/08/19/resolution-no-134-s-2021/>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●当館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

（問い合わせ窓口）

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：（市外局番 02）8551-5710

（邦人援護ホットライン）（市外局番 02）8551-5786

FAX：（市外局番 02）8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html